

様式第2号の1-②【(1)実務経験のある教員等による授業科目の配置】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の1-①を用いること。

学校名	茨城県結城看護専門学校
設置者名	公益財団法人茨城県看護教育財団

1. 「実務経験のある教員等による授業科目」の数

課程名	学科名	夜間・通信制の場合	実務経験のある教員等による授業科目の単位数又は授業時数	省令で定める基準単位数又は授業時数	配置困難
看護専門課程	看護学科	夜・通信	2,625 時間	240 時間	
		夜・通信			
		夜・通信			
		夜・通信			
(備考)					

2. 「実務経験のある教員等による授業科目」の一覧表の公表方法

ホームページ(http://www.yukinu.or.jp/page/page000085.html)で公開している。

3. 要件を満たすことが困難である学科

学科名
(困難である理由)

様式第 2 号の 2 - ② 【(2)-②外部の意見を反映することができる組織への外部人材の複数配置】

※ 様式第 2 号の 2 - ①に掲げる法人以外の設置者（公益財団法人、公益社団法人、医療法人、社会福祉法人、独立行政法人、個人等）は、この様式を用いること。

学校名	茨城県結城看護専門学校
設置者名	公益財団法人茨城県看護教育財団

1. 大学等の教育について外部人材の意見を反映することができる組織

名称	公益財団法人茨城県看護教育財団理事会
役割	茨城県結城看護専門学校の運営に係る方針を決定する。 (審議事項) <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業計画及び収支予算の承認 ・ 事業報告及び収支決算の承認 ・ 教育課程 ・ 学生募集方針の決定 ・ 学生の進路指導 ・ 学校評価の審議・決定等

2. 外部人材である構成員の一覧表

前職又は現職	任期	備考（学校と関連する経歴等）
結城市医師会長	令和元年 5 月 27 日～令和 3 年度 定時評議会	非常勤講師
結城病院看護部長	令和元年 5 月 27 日～令和 3 年度 定時評議会	実習病院
(備考) 理事 9 名中外部人材 8 名で構成している。		

様式第2号の3 【(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】

学校名	茨城県結城看護専門学校
設置者名	公益財団法人茨城県看護教育財団

○厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表の概要

1. 授業科目について、授業の方法及び内容、到達目標、成績評価の方法や基準その他の事項を記載した授業計画書(シラバス)を作成し、公表していること。	
(授業計画書の作成・公表に係る取組の概要)	
<ul style="list-style-type: none"> ・シラバス(教育課程)の作成過程及び時期 <ul style="list-style-type: none"> 毎年 8月 教育課程(案)の内容を検討 毎年 12月 教育課程編成会議において審議 毎年 1月 シラバス(教育課程)の決定 ・シラバスの公表時期 入学年度の4月 	
授業計画書の公表方法	ホームページ(http://www.yukinu.or.jp/page/page000087.html)で公開している。
2. 学修意欲の把握、試験やレポート、卒業論文などの適切な方法により、学修成果を厳格かつ適正に評価して単位を与え、又は、履修を認定していること。	
(授業科目の学修成果の評価に係る取組の概要)	
<ul style="list-style-type: none"> ・学科試験及び実習評価により学修の評価を行う。 ・学修の評価は、100点を満点とし、60点以上を合格とする。 ・授業科目の成績は、A、B、C及びDの評語をもって評定し、A、B及びCを合格とする。ただし、必要と認める場合は、合格及び不合格の評語を用いることができる。 	

3. 成績評価において、GPA等の客観的な指標を設定し、公表するとともに、成績の分布状況の把握をはじめ、適切に実施していること。

(客観的な指標の設定・公表及び成績評価の適切な実施に係る取組の概要)

・客観的な指標設定

令和2年度から、本校では従来の評価方法（A～D）に加え、GPA（Grade Point Average）を導入しました。従来の評価では成績評価が80点の場合も100点の場合も同等に「A」という評価で示されていましたが、本制度を導入することにより、具体的に成績評価を反映することが可能となります。

<GPAの算出方法>

$$GPA = \frac{\text{履修した科目の単位数} \times \text{科目のGP}}{\text{履修した科目の単位数合計}}$$

・成績評価

各授業科目を履修し、その試験に合格した者には、単位を与える。

学科試験及び実習評価により学修の評価を行う。

学修の評価は、100点を満点とし、60点以上を合格とする。

授業科目の成績は、A、B、C及びDの評語をもって評定し、A、B及びCを合格とする。ただし、必要と認める場合は、合格及び不合格の評語を用いることができる。

客観的な指標の
算出方法の公表方法

ホームページ (<http://www.yukinu.or.jp/page/page000080.html>) で公開している。

4. 卒業の認定に関する方針を定め、公表するとともに、適切に実施していること。

(卒業の認定方針の策定・公表・適切な実施に係る取組の概要)

・方針の策定（教育理念）

看護は、生命の尊厳と人間愛を基盤とした実践の科学である。看護の対象は、多様な価値観をもち地域社会の中で生活し、成長・発達・変化し続ける人間である。そして、看護の役割は、対象の健康の保持増進や健康問題の解決に向け、環境と生活過程に働きかけ、その人らしい日常生活が送れるよう援助することである。

本校は、学生の個性や主体性を尊重し、自己および他者への深い理解ができる豊かな人間性と倫理性を育む。また、専門職業人として生涯学び続け、他の専門職等と連携・協働し、社会の動向を見据え、常に必要かつ最高の看護を提供し、地域社会の健康と福祉の向上に貢献できる実践者の育成を目指す。

このような考えに基づき、看護師として必要な基礎的能力を身につけ、必要とされるあらゆる場で看護が実践できる人材を育成する。

・卒業の認定の適切な実施状況

学科試験及び実習評価により学修の評価を行う。

学修の評価は、100点を満点とし、60点以上を合格とする。

修業年限3年以上在学し、出席すべき日数の3分の2以上の出席を認め、かつ、規定する授業科目を履修して規定の単位を取得した者について、教職員会議の議を経て卒業を認定する。

卒業の認定に関する 方針の公表方法	ホームページ (http://www.yukinu.or.jp/page/page000008.html 内「学則」) で公開している。
----------------------	--

様式第2号の4-②【(4)財務・経営情報の公表（専門学校）】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の4-①を用いること。

学校名	茨城県結城看護専門学校
設置者名	公益財団法人茨城県看護教育財団

1. 財務諸表等

財務諸表等	公表方法
貸借対照表	http://www.yukinu.or.jp/page/page000066.html
収支計算書又は損益計算書	http://www.yukinu.or.jp/page/page000066.html
財産目録	http://www.yukinu.or.jp/page/page000066.html
事業報告書	http://www.yukinu.or.jp/page/page000066.html
監事による監査報告（書）	http://www.yukinu.or.jp/page/page000066.html

2. 教育活動に係る情報

①学科等の情報

分野		課程名	学科名	専門士	高度専門士		
医療関係		看護課程	看護学科	○			
修業 年限	昼夜	全課程の修了に必要な総 授業時数又は総単位数	開設している授業の種類				
			講義	演習	実習	実験	実技
3 年	昼	3,000 単位時間/単位	1,965 単位時間 /単位	単位時間 /単位	単位時間 /単位	1,035 単位時間 /単位	単位時間 /単位
生徒総定員数		生徒実員	うち留学生数	専任教員数	兼任教員数	総教員数	
120人		124人	0人	13人	114人	127人	

カリキュラム（授業方法及び内容、年間の授業計画）
（概要）
<ul style="list-style-type: none"> シラバス（教育課程）の作成過程及び時期 毎年 8月 教育課程（案）の内容を検討 毎年 12月 教育課程編成会議において審議 毎年 1月 シラバス（教育課程）の決定 シラバスの公表時期 入学年度の4月
成績評価の基準・方法
（概要）
<ul style="list-style-type: none"> 学科試験及び実習評価により学修の評価を行う。 学修の評価は、100点を満点とし、60点以上を合格とする。 授業科目の成績は、A、B、C及びDの評語をもって評定し、A、B及びCを合格とする。ただし、必要と認める場合は、合格及び不合格の評語を用いることができる。

卒業・進級の認定基準
(概要) <ul style="list-style-type: none"> ・学科試験及び実習評価により学修の評価を行う。 ・学修の評価は、100点を満点とし、60点以上を合格とする。 ・修業年限3年以上在学し、出席すべき日数の3分の2以上の出席を認め、かつ、規定する授業科目を履修して規定の単位を取得した者について、教職員会議の議を経て卒業を認定する。
学修支援等
(概要) <ul style="list-style-type: none"> ・各学年の教育進度及び学生の習熟度に応じた学習支援を計画的に実施。 ・模擬試験及び学科試験の結果を分析し、弱点克服に向けて全体及び個別に指導。

卒業生数、進学者数、就職者数（直近の年度の状況を記載）			
卒業生数	進学者数	就職者数 (自営業を含む。)	その他
38人 (100%)	0人 (%)	37人 (97.4%)	1人 (2.6%)
(主な就職、業界等) 病院			
(就職指導内容) 就職説明会の実施、個別面接指導、業者による就職ガイダンスの実施			
(主な学修成果（資格・検定等）) <ul style="list-style-type: none"> ・看護師国家試験の受験資格 ・保健師、助産師学校養成所の受験資格 ・専門士（看護専門課程）の称号 ・大学等への編入学資格 			
(備考)（任意記載事項）			

中途退学の現状		
年度当初在学者数	年度の途中における退学者の数	中退率
124人	3人	2.4%
(中途退学の主な理由) 進路変更等		
(中退防止・中退者支援のための取組) 学業や私生活に関する悩みを抱える学生に対して、カウンセラーによる相談窓口を設けている。		

②学校単位の情報

a) 「生徒納付金」等

学科名	入学金	授業料 (年間)	その他	備考 (任意記載事項)
看護	100,000 円	300,000 円	480,000 円	実習費, 施設費, 教材費等
	円	円	円	
	円	円	円	
	円	円	円	
修学支援 (任意記載事項)				

b) 学校評価

自己評価結果の公表方法 (ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) ホームページ (http://www.yukinu.or.jp/page/page000051.html) で公開している。		
学校関係者評価の基本方針 (実施方法・体制) 学校自ら自己評価を行うとともに, 企業・行政が委員として参画する学校関係者評価を実施・公表し, 評価結果に基づき学校運営体制の改善を図る。		
学校関係者評価の委員		
所属	任期	種別
市医師会長	令和元年 5 月 27 日～令和 3 年 5 月の評議員会	企業関係者
病院看護部長	令和元年 5 月 27 日～令和 3 年 5 月の評議員会	企業関係者
県保健福祉部医療局医療人材課長	令和元年 5 月 27 日～令和 3 年 5 月の評議員会	行政関係者
病院看護部長	令和元年 5 月 27 日～令和 3 年 5 月の評議員会	企業関係者
学校関係者評価結果の公表方法 (ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) ホームページ (http://www.yukinu.or.jp/page/page000051.html) で公開している。		
第三者による学校評価 (任意記載事項)		

c) 当該学校に係る情報

(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) ホームページ (http://www.yukinu.or.jp/) で公開している。
--

(別紙)

※この別紙は、更新確認申請の場合に提出すること。

※以下に掲げる人数を記載すべき全ての欄について、該当する人数が1人以上10人以下の場合には、当該欄に「-」を記載すること。該当する人数が0人の場合には、「0人」と記載すること。

学校名	茨城県結城看護専門学校
設置者名	公益財団法人茨城県看護教育財団

1. 前年度の授業料等減免対象者及び給付奨学生の数

		前半期	後半期	年間
支援対象者（家計急変による者を除く）		0人	人	0人
内 訳	第Ⅰ区分	14人	人	
	第Ⅱ区分	-人	人	
	第Ⅲ区分	-人	人	
家計急変による支援対象者（年間）				0人
合計（年間）				0人
(備考)				

※本表において、第Ⅰ区分、第Ⅱ区分、第Ⅲ区分とは、それぞれ大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年政令第49号）第2条第1項第1号、第2号、第3号に掲げる区分をいう。

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

2. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の取消しを受けた者及び給付奨学生認定の取消しを受けた者の数

(1) 偽りその他不正の手段により授業料等減免又は学資支給金の支給を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

年間	0人
----	----

(2) 適格認定における学業成績の判定の結果、学業成績が廃止の区分に該当したことにより認定の取消しを受けた者の数

	右以外の大学等		
	年間	前半期	後半期
修業年限で卒業又は修了できないことが確定	人	0人	人
修得単位数が標準単位数の5割以下 (単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位時間数が標準時間数の5割以下)	人	0人	人
出席率が5割以下その他学修意欲が著しく低い状況	人	0人	人
「警告」の区分に連続して該当	人	0人	人
計	人	0人	人
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

上記の(2)のうち、学業成績が著しく不良であると認められる者であって、当該学業成績が著しく不良であることについて災害、傷病その他やむを得ない事由があると認められず、遡って認定の効力を失った者の数

右以外の大学等		短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）			
年間	人	前半期	0人	後半期	人

(3) 退学又は停学（期間の定めのないもの又は3月以上の期間のものに限る。）の処分を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

退学	0人
3月以上の停学	0人
年間計	0人

(備考)

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

3. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の効力の停止を受けた者及び給付奨学生認定の効力の停止を受けた者の数

停学（3月未満の期間のものに限る。）又は訓告の処分を受けたことにより認定の効力の停止を受けた者の数

3月未満の停学	0人
訓告	0人
年間計	0人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

4. 適格認定における学業成績の判定の結果、警告を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のもの に限り、認定専攻科を含む。）、 高等専門学校（認定専攻科を含 む。）及び専門学校（修業年限が 2年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
修得単位数が標準単位数 の6割以下 (単位制によらない専門学校に あっては、履修科目の単位時間 数が標準時間数の6割以下)	人	0人	人
GPA等が下位4分の1	人	0人	人
出席率が8割以下その他 学修意欲が低い状況	人	0人	人
計	人	0人	人

(備考)

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。